

学校・警察連絡制度

児童生徒を対象にした、健全育成及び非行の防止、並びに児童生徒を犯罪被害に遭わせないため「児童生徒の健全育成に関する学校と警察との相互連絡制度」を運用しています（平成17年8月に運用開始）。

背景

近年、少年による非行が凶悪化・低年齢化の傾向にあることに加え、児童生徒が犯罪の被害者になる事件が多発しています。児童生徒の非行や問題行動に対しては、早期発見・早期対応が要請される場所であり、犯罪被害防止についても、学校と警察署が情報交換を行い、連携を一層強化させることが求められています。

ねらい

学校と警察が児童生徒に係る問題行動等の情報の共有を図ることにより、児童生徒の健全育成及び非行防止並びに犯罪被害予防を行おうとするものです。

連絡の内容

学校と警察署が、児童生徒の非行防止や安全確保のため情報の共有が必要と認められるものについて、相互の情報連絡が行われます。

特に、生徒が逮捕された場合には、警察署から学校へ連絡が入ります。

県内小・中・高等学校等

【学校から警察署への連絡】

- 児童生徒の暴力行為等の非行問題
- 児童生徒が犯罪に巻き込まれたり、被害者となることを防ぐために、警察の協力が必要な場合等
- その他、校長が警察へ連絡することが特に必要と判断する場合等

相互連絡

連携による対応

- 児童生徒の安全確保対策
- 個々の児童生徒の非行、問題行動に関する具体的な対応・指導
- 家庭と連携した非行からの立ち直り支援

各警察署

【警察署から学校への連絡】

- 暴力行為、傷害、強盗、窃盗事件などで逮捕した場合
- 悪質性や再犯性が高く、学校において継続的指導が必要な場合等
- 犯罪等の被害に関する情報や児童生徒の安全確保のため必要な場合等